

地震から家・命を守る

建築物の耐震化に要する費用を助成します

問 合

市街地整備課防災まちづくりグループ
☎3579-2554

木造住宅に対する助成

昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅(条件により店舗などとの併用住宅・木造アパートも含む)などを対象に、次の助成を行っています。

①耐震診断費用

▽助成金額＝費用の2分の1(上限7万5000円)、65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限10万円)、区が指定する特定地域内(木造密集地域など)の場合は費用の5分の4(上限12万円)

②耐震計画などの費用

▽対象建築物＝耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▽助成金額＝費用の3分の2(上限4万円)

③耐震補強工事費用

▽対象建築物＝次の全ての要件を満たす

- 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
- 耐震診断の結果が反映された耐震計画がある
- 建築基準法における重大な違反がない

▽助成金額＝費用の2分の1(上限75万円)、65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限100万円)

④耐震シェルターなどの設置工事費用

▽対象建築物＝耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断され

た▽助成金額＝費用の2分の1(上限15万円)、要介護認定3～5・身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方は費用の10分の9(上限30万円)

⑤除却工事費用

▽対象建築物＝次の両方の要件を満たす

- 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
- 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された

▽助成金額＝費用の3分の1(上限50万円)

①～⑤いずれも

▽対象＝次の両方の要件を満たす方

- 建築物を所有する個人である
- 特別区民税などを滞納していない

※①は建築物に居住している・65歳以上の方または障がいがある方が同居している・世帯全員の所得の合計額が200万円以下の要件も別途必要

⑥建替工事費用

▽対象＝次の全ての要件を満たす方

- 耐震診断を受けた建築物の所有者または所有者の2親等以内の親族で、新築の建築物に居住する
- 65歳以上の方・障がいがある方などが居住する
- 特別区民税などを滞納していない

▽対象建築物＝次の全ての要件を満たす

- 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
- 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
- 新築する建築物の計画が、ま

ちづくりに寄与する

▽助成金額＝建替工事に要する費用(上限100万円)

①～⑥いずれも

※このほかにも条件あり。詳しくは、お問い合わせください。

非木造建築物に対する助成

⑦耐震化アドバイザーの派遣

建築士などのアドバイザーを無料で派遣し、耐震化に関する相談・情報提供などを行っています。対象など詳しくは、お問い合わせください。

⑧耐震診断費用

▽対象建築物＝昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、耐震診断を実施し、区が指定する機関で評定を受けた▽助成金額＝費用の3分の2(上限200万円)

⑨耐震補強設計費用

▽助成金額＝費用の3分の1(上限100万円)

⑩耐震改修工事費用

▽助成金額＝費用の約15%(上限2000万円)

①②いずれも

▽対象建築物＝昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、次の全ての要件を満たす

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定建築物(マンション・店舗・事務所など)
- 延べ面積1000㎡以上・地上3階建て以上
- 耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評定を受けた
- Is(構造耐震指標)の値が0.6相当以上の設計である

⑧～⑩いずれも

※1㎡あたりの単価の上限あり
※分譲マンションは管理組合の総会決議が必要

高齢者世帯などの家具転倒防止器具取付費用を助成します

家具にL字型金具などを取り付け、その費用を助成します。※事前の申請が必要

▽対象＝区内在住で、①65歳以上の方のみの世帯②障がいがある方のみ世帯(いずれも18歳以下のお子さんが同居している場合を含む)※③は障がいの程度に条件あり▽助成金額＝調査7000円・取付6500円※申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▽問＝④長寿社会推進課高齢者相談係☎3579-2464⑤担当地域(区ホームページ参照)の福祉事務所

老朽建築物の問題解決のヒント

専門家に無料で相談できます

建築物を良好な状態で維持するためには、定期的な点検を行い、必要に応じて修繕・除草・樹木の伐採を行うなど、適切に管理することが重要です。老朽化した建築物を放置して、周辺などに被害を与えた場合、損害賠償責任につながります。また、大規模な改修や利活用の見込みがない場合は、売却を考えるなど、所有者として資産の健全化を図ることも大切です。



想定される被害事例

- 建築物・塀の倒壊のほか、強風により落下・飛散した建築資材が、人・器物に衝突するなどの被害
- 放火・失火による火災で、周辺の建築物にも延焼するなどの被害
- ネズミなどの動物が棲みつき、糞尿による腐食の進行や悪臭が発生するなどの被害
- 樹木の繁茂で、枝葉が隣地・道路へ越境し、強風により電線が断線するなどの被害



専門家を無料で派遣します

所有者が抱える様々な悩み(方法が分からない・相談相手がないなど)の問題解決に、最適な専門家を派遣します。

▽相談内容

- 建築士…利活用に向けた改修・建替え
- 不動産鑑定士…適正価格の目安・鑑定評価
- 弁護士…親族間で進展しない相続の解決策

※3回まで派遣でき、各回異なる専門家の派遣可。詳しくは、お問い合わせください。

▽相談時間＝各回2時間▽派遣先＝区内▽対象＝区内にある老朽建築物の所有者※所有者が複数いる場合は、お問い合わせください。

▽申請＝直接、建築指導課(区役所5階⑩窓口)



問 合

建築指導課老朽建築物グループ
☎3579-2574